



うめ



会計事務所
ゆいパートナーズ

事務所だより

〒541-0047
大阪市中央区淡路町2-1-10
ユニ船場 405
TEL 06 (6226) 1165 (代)
<https://yuipartners.jp>

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日 23日・天皇誕生日

国 税／令和3年分所得税の確定申告

2月16日～3月15日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税／贈与税の申告

2月1日～3月15日

国 税／1月分源泉所得税の納付

2月10日

国 税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

2月28日

国 税／6月決算法人の中間申告

2月28日

国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合)

2月28日

国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付

2月28日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	.	.	.	.	.

地方税／固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
市町村の条例で定める日



納税地の異動に伴う質問検査権 法人税等の調査での質問検査権は、これまで納税地の所轄国税局又は税務署職員に限られていたため、調査着手後に納税地の異動を繰り返す「調査逃れ」が見受けられました。これを防止するため昨年7月から、このような場合でも旧納税地の所轄税務署等職員が引き続き質問検査権を行使できるようになっています。

ちよつと気を付けたい！ 令和3年 確定申告 に関する留意点



令和3年分所得税の確定申告期となりました。

ここで、ちよつと気を付けた項目を幾つかピックアップして、確認していきます。

申告期限・振替納付日

口座振替日前に残高確認を

令和3年分の所得税の確定申告は、令和4年2月16日から3月15日となりますので、しっかり準備したいものです。

なお、新型コロナウイルスに感染した等の理由で申告期限までに申告・納付することが難しい場合は、税務署に個別申請を

行う必要があります。

また、所得税の口座振替による納付を選択している方は、振替日となっている令和4年4月21日に残高不足とならないよう直前の確認が必要となります。

個人事業者の消費税の確定申告期限（原則）は令和4年3月31日、口座振替日は令和4年4月26日です。

株取引・配当

上場株式等の譲渡損は申告が有利

特定口座内で生じた上場株式等の譲渡損失は、他に上場株式等の譲渡益や配当所得がある場合に、確定申告をすることで、譲渡益と相殺（損益通算）することができ、損益通算をすることで、譲渡益を小さくする、あるいは、源泉徴収された所得税の還付を受けられることがあります。

また、損益通算しきれない損失がある場合には、その損失を翌年以後3年間に繰越して、その間に生じた上場株式等の譲渡益や配当金と損益通算をすることができ、損失の繰越期間中は、その後取引のない年であ

っても毎年確定申告が必要で（す）。なお、非上場株式の譲渡損益及び配当金は、上場株式等の譲渡損益との損益通算や、翌年以降への繰越しはできません。株式・配当の申告については、令和3年分からスマートフォンで行えるようになりました。

選択し、住民税では「申告不要」を選択するようなケースです。こうすることで、上場株式等の譲渡所得や配当所得を、住民税の所得金額から除外でき、国民健康保険や医療費負担の軽減につながる場合があります。

上場株式等の取引の申告は税負担以外の影響も考慮を
所得金額は、国民健康保険料や医療費負担など、税金以外の計算にもかかわってきます。住民税の計算方法の選択を変更することで、これらの負担を軽減することもできます。

この場合、税務署への所得税の確定申告と市区町村への住民税の確定申告を別で行う必要がありますが、令和3年分の所得税の確定申告から、上場株式等の譲渡所得及び配当所得の全部を住民税で申告不要とする場合には、所得税の確定申告書に

上場株式等の配当所得には、「総合課税」、「申告不要」、「申告分離課税」の3つの、譲渡所得には、「申告不要」及び「申告分離課税」の2つの申告方法があります。基本的には、所得税の確定申告で選択した方法が、住民税の計算でも採用されるのですが、住民税において、所得税とは異なる申告方法を採用することもできます。

選択できる課税方式と国民健康保険等への影響

	所得区分	選択できる課税方式	国民健康保険料等への影響
上場株式等の譲渡に係る所得	譲渡所得等	申告不要	なし
		申告分離課税	あり
上場株式等の配当・利子に係る所得	配当所得	申告不要	なし
		総合課税	あり
		申告分離課税	あり
	利子所得	申告不要	なし
		申告分離課税	あり

その旨の記載をする欄が新たに設けられていますので、この欄を活用する場合は所得税と住民税の申告を兼ねることもできます。

不動産所得

貸付け規模により適用できる制度が異なる

不動産所得の申告では、その貸付け規模が、事業的規模に該当するかどうかの判断が必要で、事業的規模に該当する場合には、青色申告を選択すること、最大65万円の「青色申告特別控除」が適用できたり、配偶者や子供などに給与を支払うことができる「青色事業専従者給与」の制度を活用することができ

ます。事業的規模の判断は、形式的には、「5棟10室」の基準があります。独立した家屋なら5棟以上、アパート等であれば10室以上の賃貸が事業的規模に該当するとされます。

また、形式的な基準に満たない場合でも、収入規模等から判断する実質基準もあります。

なお、事業的規模に該当しな

い場合でも、青色申告を選択すること、10万円の青色申告特別控除を適用できます（簡単な帳簿付けは必要です）。

事業所得

コロナ関連の給付金の計上漏れに注意

新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年も国・自治体による給付金・助成金が手当てされました。給付金等は、原則、支払いの決定に係る通知書の届いた日等の収入となり、確定申告の対象となります。支給を受けた方は、計上漏れのないようにご注意ください。

事業所得に区分される給付金などには、次のようなものがあります。

【支給決定時に計上】 持続化給付金（事業所得者向け）、中小

法人・個人事業者のための一時支援金・月次支援金

【支給決定時又は経費発生時に計上】 家賃支援給付金、小

規模事業者持続化補助金

【経費発生時に計上】 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度に係る利子補給金

基礎控除

退職所得の申告が不要の場合は合計所得の金額に注意

退職金の受け取り時に、一定の手続きのもと、所得税及び住民税の源泉徴収がされているのであれば、原則として退職所得の確定申告の必要はありません。ただし、退職所得を含めた納税者本人の合計所得金額が2400万円を超える場合には、基礎控除額が変わります。退職所得を含めたところで合計所得金額を判定する必要がある点には、留意が必要です。

基礎控除の額

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

障害者控除

適用漏れに注意

要介護認定を受けている親を扶養している場合には、障害者

控除の適用を受けられる場合があります。

毎年、適用漏れが散見されるケースですので、申告前に確認をしましょう。

適用には、市役所等で障害者控除の証明書を取得する必要があります。

所得控除については、医療費や健康保険料など、自分以外の家族分の支払いも、適用漏れに注意が必要です。

その他

令和3年分確定申告書の変更

令和3年分の確定申告書から、押印欄が廃止されています。確定申告書を紙で税務署に提出する場合に留意してください。事業所得・不動産所得について、帳簿の種類を選択する欄が設けられ、「優良な電子帳簿」、「一般の電子帳簿」、「紙の帳簿」の3区分の中から選択することになります。

住宅ローン控除に関して、計算明細書欄に「契約日・契約区分」や「新型コロナウイルスの影響による入居遅延記載欄」などが追加されています。

税金クイズ

お酒には、古くから酒屋役や運上・冥加などの税がありました。明治以降になって飲まれるようになったワインが最初に課税されたのはいつからでしょうか。

①明治34年 ②大正15年 ③昭和13年

【解説】

ワインが最初に課税されたのは、昭和13年の支那事変特別税法で、物品税としての課税でした。物品税は貴金属などの奢侈品だけでなく、マッチなどにも課税されました。

ワインへの課税について、当時の衆議院における主税局長の説明では、ワインは昭和の初め頃に比べて生産量は増加し品質も向上しており、清酒と比べても劣るところはないとされています。

国産ワインは、贅沢品というよりは、清酒などの他の酒類との権衡を理由に課税されることになりました。

その後、昭和15年税制改正により、支那事変特別税法は廃止され、ワインは物品税ではなく、酒税が課税されることになりました。すなわち、この時に麦酒税や酒精及酒精含有飲料税などの酒関係の税法は、すべて酒税法にまとめられ、酒類には酒税が課されることとなったのです。

また、支那事変特別税法で課税されていた物品（酒類を除く。）については、物品税法が新たに制定され、物品税が課されることとなりました（物品税は平成元年に廃止されています）。

なお、現在、ワインに賦課される酒税は、350ml当たり31.5円ですが、2023年（令和5年）10月からは、350ml当たり35円に引き上げられる予定です。

正解は、③昭和13年でした。

（参考：国税庁HP）

世界の税金

犬税（ドイツ）

犬の飼育を課税の対象とする「犬税」を導入している国があります。

ドイツでは飼育している犬の頭数に応じて、年1回の納付義務があります。税額は州によって異なりますが、ベルリンは1頭目120€（約1万6000円）、2頭目以降は1頭につき180€（約2万3000円）になります。税収は、犬の糞害の清掃費用等に充てられます。

同税は、オーストリア、オランダ、チェコなどの国でも導入されています。日本でも、かつては自治体が犬税を徴収していましたが、徴税コストの面などから廃止されています。

多頭飼育が社会問題となることも多い昨今、日本でも犬税のような税金の議論が再燃することもあるかもしれません。



KEY WORD 確定申告の修正等

確定申告を間違えた場合の申告期限後のやり直しの手続きには、2種類あります。

1 納付税額が過大だった場合

必要経費や所得控除を過少に申告してしまったため、所得税を過大に納めてしまったような場合は、「更正の請求」の手続きにより、納めすぎた税金の還付を請求することができます。

更正の請求は、期間が定められており、法定申告期限から5年以内です。

2 納付税額が過少だった場合

必要経費を過大に計上するなど、納付税額が過少となる申告をしていた場合には、「修正申告」の手続きにより不足分の税額を納付します。この不足分には、納付が遅れた期間に応じた延滞税が生じます。

修正申告の対象となる事実が税務調査により発見された場合には、過少申告加算税（悪質な場合は重加算税）というペナルティが生じます。